

長崎県と東京海上日動火災保険株式会社との包括連携協定書

長崎県（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携・協力し、地方創生を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互連携と協働により産業振興等の様々な取組みを行うことで、地方創生を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携・協力して取り組むものとする。

- （1）健康増進に関すること
- （2）地域の安全に関すること
- （3）ワーク・ライフ・バランス及び働き方改革に関すること
- （4）産業と観光の振興に関すること
- （5）県政情報の発信に関すること
- （6）その他地方創生の推進に関すること

2 甲及び乙は、連携事項に係る取組みを効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。

3 連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、連携事項に係る取組みの一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその後1年後の日が属する年度の末日までとする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による更新しない旨の申し出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解除を申し出る場合、解除予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解除できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月17日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県知事

中村法道

乙 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

東京海上日動火災保険株式会社

常務執行役員

大野博仁